

## 建設工事に係る入札制度に関する質疑応答

(2回目)

※令和4年2月15日までに事業者向け説明会（アンケートを含む）及び電子メール等でお問合せいただいた内容について、掲載しております。

### 公契約条例について

No.	質問	回答
1	設計労務単価を下限額報酬とせずに15%カットしているのはなぜですか。	公共工事設計労務単価は、発注機関が公共工事を発注する際に工事費の積算のもとになる単価であり、事業者の皆様が労働者の方に支払う賃金を拘束するものではありません。 労働報酬下限額については、世田谷区公契約条例に基づき設置されている公契約適正化委員会の意見を踏まえ、他自治体の実績も参考にして、設計労務単価の85%としました。なお、労働報酬下限額を初めて設定した平成28年度から率の変更はないものの、設計労務単価の上昇に伴い、実質的には労働報酬下限額も年々上昇しています。
2	周知カードは事前に配布されますか。また、契約後どのようにして枚数をお伝えすればよいですか。	労働報酬下限額周知カードについては、契約締結時に契約書類とあわせて一定数をお渡しいたします。カードが不足する場合は追加でお渡しいたしますので、必要数をご連絡ください。

### 入札手続き全般について

No.	質問	回答
3	見積での質問回答は早くなるのでしょうか。提出期限の数日前では検討期間が変わらない。	資格確認通知から質問締切までの期間、質問回答から開札までの期間それぞれについて延長します。後者については従来より3営業日程度延長します。
4	現場代理人の兼任について3件（建築7000万円未満）とのことですが、残り工期30日など、品質確保に努める形が良いと思う。	事業者の皆様が入札に参加しやすい環境整備の一環として、現場代理人の兼任可能件数を3件に拡大します。区におきましても、引き続き適切な品質を確保できるよう監督を行います。

### 世田谷区建設工事総合評価方式全般について

No.	質問	回答
5	入札制度が増々複雑化してきましたね。低価格で落札して品質が悪い工事も良くないと思いますが、大手の会社ではない中小企業がどこまで対応できるか不安です。（コストも大幅にかかる様なので）	本総合評価方式については、世田谷区公契約条例に基づき設置されている公契約適正化委員会から条例の実効性の確保やダンピング防止のための制度改革を進めることなどの答申を受けたこと等を踏まえて、条例の趣旨を具体的に反映する制度として策定したものです。
6	取り組みに時間が必要。落札業者の独占化、寡占化につながる。	そのため、条例の規定に基づく事業者の皆様の実績を評価するとともに、過度な低価格入札を抑制する価格評価の仕組みを導入しています。取り組みの推進に必要な費用は、工事の積算に入れていただき、価格と品質とのバランスを競っていただきたく考えております。
7	公契約評価点（労働安全衛生）の協会加入、認定を受けるため、かなりの費用がかかりそうです。またその都度事務手続きも複雑ですが、経費率の上乗せ等はあるのでしょうか。制度改革はしないでほしい。	本方式は当面の間は試行として実施するものとし、評価項目については、案件の発注時期や規模等に応じて一部の項目を適用しないこともあります。また、事業者の皆様の実績状況についても確認を行いながら、分析や検証を重ね、よりよい入札制度となるよう本格実施に向けて検討してまいります。
8	ライフワークバランス制度、えるばし等の会社内での実情にも目を向けていかなければならないと感じた。	なお、評価項目に関する各種制度については世田谷区財務部経理課契約係や「世田谷区建設工事総合評価方式に関するお問い合わせ先一覧」に記載の各機関までお問い合わせください。
9	中小企業にはまだ導入がふみ込めないものもありますが、出来ることからすこしずつと感じました。	

No.	質問	回答
10	様式3（手引きp.30）の記載例はHPに公表される予定はありますでしょうか。	別紙のとおり様式3「労働報酬確認台帳兼誓約書」の記載例を掲載いたします。現場で従事を予定している労働者の職種ごとに、各職種における最も安価な従事者の賃金支払予定額を賃金額欄に記載してください。
11	建設工事総合評価は令和4年度試行開始ということですが、令和5年度以降、本格実施した際に何割程度の案件に考えているのでしょうか。	本格実施への移行時期や令和5年度以降の実施件数につきましては、令和4年度の試行状況をもとに分析や検証のうえ検討します。 なお、令和4年度につきましては工事発注全体の1割程度での試行を予定しております。
12	入札の準備期間が延びていますが、実際にやってみないと間に合うか心配です。（世田谷区建設工事総合評価方式が上手くいくか心配です）	評価にあたっての様々な取組みにつきましては期間を要するものもございますが、ご提出いただく書類の大半は、入札公告前にあらかじめご準備いただけるものとなっております。 事業者の皆様には多大なご協力をいただくこととなりますが、本方式の趣旨を是非ご理解いただき、試行する案件にご参加いただきますようお願いいたします。
13	単価契約等の取扱は対象となりますか？	単価契約については、本制度では対象となりません。

施工能力評価点について

No.	質問	回答
14	施工能力評価点につきまして、前5年度に完了した発注工事～入札公告日までの期間ということになりますが（直近の工事の場合）、工事が完了していても評価点が決まっていない場合もあるかと思えます。そのような場合はどうすればよいのでしょうか。 東京都の場合ですと、例えば今日公告の案件の場合、基準日を1/1とし、それから3か月前から5年間の案件の評価点を提出することになっていますので評価点が決まっていないという事はありません。	工事成績については、入札公告日の前日までに評定された工事成績評定通知書が対象となります。 工事が完了しているが評定が決まっていない案件については対象外となります。
15	配置予定技術者の実績について、同種工事に監理技術者として係わった場合は2点ですが、現場代理人として係わった場合は何点ですか。	配置予定技術者の実績について、現場代理人として係わった場合は、監理（主任）技術者と兼任している場合を除き、担当技術者としての取扱いとなります。 そのため、同種工事の場合は1点、類似工事の場合は0.5点となります。
16	配置予定技術者の実績は着工～竣工まででしょうか。一時的に居た証明があれば適用はされるのでしょうか。	配置予定技術者の実績については、工事の一部でなく、着手から竣工までを通して配置されていた実績のみ加点します。

地域貢献評価点について

No.	質問	回答
17	災害時協力協定について、協定書の写しのみで参加証明は毎年更新したほうが良いですか。（協定書には団体代表のみ記載されております。）	災害時協力協定の締結者が団体である場合には、入札に参加する事業者が団体の構成員であることを証明する最新の組合員名簿等の提出もお願いします。 団体から事業者あてに発行された団体加入証明についても当該証明書類とすることができそうですが、証明時期等の定めはありませんので、必ずしも毎年更新していただく必要はありません。

No.	質問	回答
18	区内本店業者と支店業者の格差をもっとつけてほしい。	各評価点のバランス等を勘案し、区内本店事業者の評価において、本店事業者については3点加点としました。
19	地域貢献評価点について支店業者の貢献は評価されないですか。	区内本店事業者の評価については、本店事業者のみの加点となりますが、災害時協力協定及び地域経済振興の評価については支店事業者も評価対象となります。
20	地域貢献評価点の地域経済振興について、例えば工事にかかった水道費や電気代、また車両のリース費等、色々かかる経費について区内、区外の扱いはどのようになるのでしょうか。すべて証明するとなるとかなりの資料を提出する必要がありますと思われる。※自社の労務や自社機械にかかった金額の証明についても困難と思われる。	地域経済振興については、区からの工事請負代金のうち、区外事業者への一次下請負契約金額を除いた金額によって評価します。 提出書類は、下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの）及び区内事業者への下請負契約書等の写しとなります。

公契約評価点について

No.	質問	回答
21	建災防について、加入の有無は東京支部に対する有無ですか。仮に他支部への加入実績は使えますか。	建設業労働災害防止協会への加入の評価については、どの支部への加入であっても評価対象となります。
22	建設キャリアアップシステムについて、事業者登録は本社にて行い登録しておりますが、評価対象となりますか。	建設キャリアアップシステムは、会社単位で登録を受ける制度となり、支社・支店・営業所等を単位とするものではありません。そのため、会社が登録を受けていれば支店として入札に参加する場合も評価対象となります。
23	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスについて、えるぼし・くるみん認定は厚生労働省が実施とありますので会社全体と考えて良いですか。	えるぼし認定・くるみん認定は、会社単位で認定を受ける制度となり、支社・支店・営業所等を単位とするものではありません。そのため、会社が認定を受けていれば支店として入札に参加する場合も評価対象となります。

案件名	●●●●工事
-----	--------

職種名	令和3年度 労働報酬下限額 (円/日)	賃金額 (円/日)	確認欄
特殊作業員	21,000		
普通作業員	18,360	20,000	
軽作業員	13,264	15,000	
造園工	18,360		
法面工	23,040		
とび工	23,720		
石工	23,208		
ブロック工	21,512		
電工	21,848	23,000	
鉄筋工	23,464	25,000	
鉄骨工	21,848		
塗装工	24,824	26,000	
溶接工	26,608		
運転手(特殊)	20,912		
運転手(一般)	17,256		
潜かん工	25,840		
潜かん世話役	30,432		
さく岩工	26,272		
トンネル特殊工	24,992		
トンネル作業員	21,080		
トンネル世話役	28,560		
橋りょう特殊工	25,840		
橋りょう塗装工	26,520		
橋りょう世話役	30,264		

職種名	令和3年度 労働報酬下限額 (円/日)	賃金額 (円/日)	確認欄
土木一般世話役	21,680		
高級船員	25,928		
普通船員	20,488		
潜水士	35,192		
潜水連絡員	24,824		
潜水送気員	24,232		
山林砂防工	22,872		
軌道工	39,696		
型わく工	22,360		
大工	21,760	23,000	
左官	23,552	25,000	
配管工	19,976	21,000	
はつり工	21,336		
防水工	25,416		
板金工	24,312		
サッシ工	21,848		
内装工	23,800	25,000	
ガラス工	21,848		
ダクト工	19,472		
保温工	19,296		
設備機械工	19,552		
交通誘導員A	13,264	15,000	
交通誘導員B	11,816		
上記以外の職種	9,040	11,000	
見習い・手元等	10,920		

- ※ 対象労働者へ支払いを予定している賃金額のうち、各職種における最も安価な労働者の賃金額（台帳提出日現の額）を記載すること。
- ※ 職種に関わらず、見習い・手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者については、「見習い・手元等」に分類すること。
- ※ 上記の労働報酬下限額は日額（1日8時間勤務の場合）。

入札への参加にあたり、本案件の落札者となった場合は下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 本件に従事する労働者へ支払う賃金が世田谷区の定める労働報酬下限額を下回らないこと。
- 2 工事が完了した日の属する月の翌月の末日までに職種ごとの賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る台帳又は支払いを証する書類の写しを、区に提出すること。

令和4年2月15日

世田谷区契約担当者 あて

所在地 世田谷区●●●●

事業者名 ●●●●株式会社

代表者名 ●●●●